

令和6年2月1日～2日開催 実務協議会（冬季）

配布資料（民事局・行政局）

「民事・行政事件の現状と課題」

目次【運用改善編】

※下線部分につき Ctrl キーを押しながらクリックするとリンク先が表示されます。

- 1 民事訴訟手続等のデジタル化について
 - (1) 民事訴訟手続のデジタル化
 - (2) 民事執行・民事保全・倒産手続等のデジタル化
- 2 地方裁判所の民事事件について
 - (1) 民事通常訴訟事件を取り巻く最近の状況
 - (2) 民事訴訟の審理運営の改善
 - (3) 判決書について
- 3 簡易裁判所の民事事件について
 - (1) 民事訴訟
 - (2) 民事調停
 - (3) 地方裁判所と簡易裁判所の連携と役割分担
- 4 倒産事件について
 - (1) 事務処理の合理化等
 - (2) 管財人等の育成
- 5 民事執行事件について
 - (1) 不動産執行の改善
 - (2) 執行官をめぐる状況
- 6 地方裁判所の行政事件及び国家賠償事件について
- 7 労働関係事件について
 - (1) 労働関係事件をめぐる動向と審理運営上の課題
 - (2) 労働審判員に対する研修の実施
 - (3) 労働審判事件取扱支部の拡大
 - (4) 適切な解決機関及び解決手続の選択の促進
- 8 知的財産権関係事件について
 - (1) 知的財産権関係事件をめぐる動向
 - (2) 国際交流・情報発信

1 民事訴訟手続等のデジタル化について

(1) 民事訴訟手続のデジタル化

民事訴訟手続のデジタル化については、民事裁判手続の全面的なデジタル化に関する規律を定めた民事訴訟法等の一部を改正する法律が成立し、令和4年5月25日に公布されました。改正法の内容は段階的に施行することとされており、いわゆるフェーズ2のうち、①双方不出頭の弁論準備手続期日等については令和5年3月1日、②ウェブ会議による口頭弁論については令和6年3月1日に施行され、フェーズ3に当たる③訴訟記録の電子化等については、公布の日から起算して4年以内に施行される予定となっています。

ア ウェブ会議の運用

上記報告書の内容も踏まえて、裁判所では、フェーズ1として、令和2年2月に、ウェブ会議等のITツールを活用した争点整理の運用を一部の庁で開始した後、運用庁を順次拡大して、現在は、支部も含めた全国の高裁・地裁で運用が実施されています。

令和6年1月からは、全国の簡易裁判所でのウェブ会議の運用も開始し、また、前記のとおり、同年3月からは、ウェブ会議による口頭弁論も開始することになります。とりわけ、ウェブ会議による口頭弁論については、実施場所や期日指定の在り方、具体的な接続・機器配置のノウハウ等も含め、円滑な運用の実現のために検討すべき点が少なくなく、裁判官と書記官の協働の下で入念に検討を進めていくことが重要です。

イ mintsの運用

また、民事訴訟法132条の10等に基づき、準備書面、書証の写し等の裁判書類の電子提出を可能にするためのシステム（民事裁判書類電子提出システム、通称「mints（ミンツ）」）は、令和4年4月、甲府地方裁判所及び大津地方裁判所で運用を開始した後、運用開始庁を徐々に拡大して、現在は、支部も含めた全国の高裁・地裁で運用が実施されています。mintsの運用は、将来のフェーズ3に向けた準備としての意味合いを有しており、改正法の全面施行後は電子提出が義務付けられる訴訟代理人（弁護士）にとっては、mintsによる電子提出の方法に習熟することが望ましいといえます。令和6年1月には利用者から要望の多かった補助者アカウントの増加についても改修がされますので、各庁においては、訴訟代理人に対してmintsの利用希望を積極的に聴取するなどしつつ、mintsを利用した手続の経験を蓄積していくことが重要と考えられます。

ウ 改正法の全面施行に向けた準備

改正法の内容を踏まえて、民事訴訟手続の全面デジタル化を実現する

ためのシステムの全体構想（TreeeS）を段階的に進めていくために、令和4年4月から法改正を経ることなく実現可能な裁判所職員向けのe事件管理部分（RootS）の開発を、令和5年4月から書面等のオンライン提出や訴訟記録の電子化を実現する国民・裁判所職員向けのe提出・e記録管理部分の開発を、それぞれ行っています。RootSの開発の遅延のため、その先行導入の時期が令和6年5月以降に延期となっていますが、それまでの時間を最大限に活用して、システムの品質確保に努めるとともに、TreeeS開発の遅延リスクをできる限り低減するために、運用開始当初に必ず盛り込むべきものとその後の改修等で対応すべきものを具体的に選別しながら、e提出・e記録管理部分の基本設計を進めているところです。

また、システム開発と並行して、フェーズ3に対応するための民事訴訟規則の改正作業も進めており、令和6年3月に規則制定諮問委員会が開催される予定です。

(2) 民事執行・民事保全・倒産手続等のデジタル化

民事執行・民事保全・倒産手続等のデジタル化については、民事訴訟手続と同様のデジタル化を内容とする「民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が成立し、令和5年6月14日に公布されました。同法律は、原則として公布の日から起算して5年以内に施行されることとされています。

民事執行、民事保全及び倒産手続等のデジタル化に対応するためのシステムは、開発に向けた要件定義等を進めているところですが、この機会に事務の標準化を図り、更なる合理化・効率化を進めるという発想も重要です。

特に、個人破産などの申立件数の多い類型の申立てについては、これまで各庁で異なる様式の申立書が用いられてきましたが、デジタル化を契機として、これらの様式を標準化し、フォーマット方式を活用することなどができれば、当事者の利便性が向上するとともに、データの利活用等が可能となり、裁判所の職員にとっても事務の更なる合理化・効率化にも繋がるものと考えられます。このような観点から、これらの事件を専門的・集中的に担当している庁を中心に、申立書のフォーマット化も含めた事務の標準化について意見交換を進めています。各庁においては、これまで用いてきた書式や事務のありように一定の変更が生ずる場面もあるものと考えられますが、上記のような事務の標準化のメリットを十分に享受することができるよう、こうした取組が前向きなものとして進むように目配りをいただけるようお願いいたします。

2 地方裁判所の民事事件について

(1) 民事通常訴訟事件を取り巻く最近の状況

平成22年以降、地方裁判所の民事訴訟事件の新受件数は緩やかな減少傾向にありますが、既済事件の平均審理期間は長期化傾向が続いており、特に争点整理手続の期間が長期化しています。もともと、令和4年においては、2年を超える長期未済事件の総数は、前年より若干減少しました。

また、社会情勢の変化、情報通信技術の進展、価値観の多様化等を背景として、裁判所の判断が国民の社会経済活動等に大きな影響を与える訴訟が増え、裁判所の審理判断に対する国民の関心と期待は高まっている一方で、民事訴訟を担当する裁判官の負担感が増大していることも指摘されています。

このような中で、裁判所としては、紛争解決機関として期待された役割を十分に果たしていくことができるよう、当事者及び社会に対して説得力のある判断を、合理的な期間内で提供していく必要があります。また、限られた司法資源を最大限に有効活用し、こうした役割を持続的に果たしていくためには、デジタル化を契機として裁判手続を合理化・効率化することが必要であり、後記のような民事訴訟の審理運営の改善に取り組んでいくことが重要と考えられます。

(2) 民事訴訟の審理運営の改善

民事訴訟手続のデジタル化は、現在のプラクティスに単にデジタルツールを取り入れるというのではなく、民事訴訟手続の在り方を抜本的に見直す契機とすべきものと考えられます。裁判官がデータの洪水の中で溺れることなく、合理的期間内に説得的な審理・判断を行うためには、フェーズ3が開始されるまでの間に、ともすればやや過度に緻密になりがちなこれまでのプラクティスを今一度見直し、当事者との適切な役割分担の下、コンパクトで核心を突いた審理・判決を目指すという新しいプラクティスの導入に向けて取り組んでいくことが必要と考えられます。

上記のような取組を裁判所全体で進めていくため、現在、民事局では2か月に1回のペースで、ウェブ会議により全国の裁判所を繋いだ意見交換会を行っているほか、民事事件担当裁判官等事務打合せを毎年開催して、多くの裁判官が過度な負担なく実践できる各種手法を共有する場を提供し、その結果を還元しているところです。もともと、現時点では、取組に熱心で様々な審理手法を積極的に実践している裁判官と、日々の事件処理に追われてこうした取組にうまく付いていけない裁判官とに分かれてきているようにも感じられます。民事訴訟手続を真に合理化・効率化するためには、一部の裁判官のみが実践できる先進的手法ばかりを追求するのではなく、多くの裁判官が無理なく実践できる汎用性のある手法を広く共有し、各人

が一つでも自分に合った手法を取り入れていくことが重要です。所長におかれましては、取組内容が費用対効果に見合ったものとなっているか、一部の裁判官による取組になっていないか等の観点から、取組の内容や方向性に目配りをいただくとともに、新しいプラクティスがより幅広い層に定着していくよう、実践に向けた後押しを行っていただけるようお願いいたします。

また、デジタル化を契機に民事訴訟手続を合理化・効率化するためには、当事者代理人の理解と協力が必要不可欠であり、裁判官ばかりが負担を引き受ける取組は、持続可能性がないといわざるを得ません。コンパクトで核心を突いた審理・判決が、裁判所・代理人の双方にとってウィンウィンの実務運用であることが正確に伝わるよう、個々の事件で働きかけを行うことはもちろん、弁護士会への説明ぶりも考えていく必要があります。

(3) 判決書について

判決書については、令和2年度司法研究報告書「民事第一審訴訟における判決書に関する研究～現在に至るまでの整理と更なる創意工夫に向けて～」が出されています。今後の議論の土台をしっかりとしたものにするため、まずはこの司法研究が現場の、特に新様式判決が提唱され普及するに至った経緯を体感していない若手裁判官に的確に受け止められることが重要であると考えられます。

また、判決書の作成は、裁判官にとって最も仕事の醍醐味を感じられる事務である一方で最も負担感の大きな事務でもあり、近時、デジタルツールを活用した判決書の合理化・効率化の議論が徐々に広まっています。さらに、若手裁判官の中には、高裁が詳しい判決を望んでいるとの誤解から詳細な判決書を作成する者もいるとの指摘もあるところ、こうした誤解を解消する取組も進んでいます。今後は、デジタル化後の判決書の在り方についても、全国意見交換会や事務打合せにおいて協議事項として取り上げ、意見交換をすることを予定しておりますので、こうした議論の結果還元も利用しつつ、各庁で自由な議論や工夫が広がるよう、後押ししていただけるようお願いいたします。

3 簡易裁判所の民事事件について

(1) 民事訴訟

簡易裁判所の民事訴訟は、国民の意識の変化等を背景に本人訴訟の審理運営が困難化していることに加え、弁護士保険の普及を背景に交通損害賠償訴訟などの弁護士関与事件も増加したため、審理運営は困難さを増しており、審理期間の長期化等も指摘されています。比較的軽微な事件を簡易・迅速に

解決するという簡易裁判所本来の役割を十分に果たすためには、簡易裁判所の訴訟手続に関する特則の趣旨を生かした適切な審理を実現していく必要があることはもちろん、地方裁判所の審理及び判決に慣れた弁護士に対しても、簡易裁判所の在るべき審理運営を理解してもらうよう、各地で弁護士会への働き掛けを行うことが重要であると考えられます。

また、令和6年1月から、簡易裁判所においても、民事訴訟事件（和解・争点整理手続等）でのウェブ会議の運用が順次開始されています。ウェブ会議の運用は、地裁におけるノウハウの蓄積を参考にしつつ、地裁とも連携しながら適切な運用を検討する必要があります。各庁においては、簡易裁判所におけるデジタル化対応が円滑に行われるよう、目配りをお願いします。

(2) 民事調停

簡易裁判所の民事調停事件の新受件数は緩やかな減少傾向が続いている一方、社会経済情勢の変化を反映して、複雑・困難な事件や専門性が求められる事件が増加しています。民事調停は、公正かつ合理的な解決を図り得るだけでなく、手続の簡易迅速性、非公開性、費用の低廉性、傾聴と社会常識とに基づく条理にかなった解決の可能性といった様々な利点を有しており、これらに対する利用者のニーズも大きいと考えられます。このため、調停主任と調停委員が充実した評議を実施し、多角的な観点からの検討を行い、単に法的観点を踏まえるだけでなく、利用者の幅広いニーズにも十分配慮した調停運営を行っていくことが重要です。

また、地方裁判所では、Microsoft 365 を利用した民事調停が既に可能となっており、簡易裁判所では、Webex を利用した運用が令和6年5月から7月までの間に開始することとなっています。ウェブ会議の効果的な活用については、先行する家事調停における検討結果等を参考にしながら、当事者のニーズ等を踏まえた適切な運用を行っていく必要があります。

(3) 地方裁判所と簡易裁判所の連携と役割分担

簡易裁判所の各種課題に対応するためには、簡易裁判所による取組だけでは十分ではなく、簡易裁判所と地方裁判所がその役割分担を踏まえつつ、密接な連携を図ることが重要です。地方裁判所においては簡易裁判所への関心が乏しくなりがちですが、地方裁判所の裁判官への十分な意識付けを行いつつ、地方裁判所と簡易裁判所との間で、具体的な課題の解決に向けて継続的に意見交換を行うなどし、地簡裁連携の取組をより実効性あるものとしていく必要があります。

4 倒産事件について

(1) 事務処理の合理化等

破産事件の新受件数は、令和2年以降、減少傾向にありましたが、令和5年の新受件数は令和4年を1割程度上回る見込みです。特に法人破産については、人手不足やコロナ融資の返済の本格化から、今後も事件数の増加が続く可能性があります。また、通常再生事件については平成20年以降減少傾向にありましたが、令和5年は前年度を上回る見込みです。個人再生事件については、令和元年まで続いた新受件数の増加傾向は落ち着き、近年は減少傾向にあります。倒産事件の処理状況は全般的に比較的良好な状況にありますが、こうした事件増を踏まえ、各種事務の最適化に向けた見直しを不断に行っていく必要があるものと考えられます。

(2) 管財人等の育成

破産管財人の選任率は高い水準を維持していますが、管財事件を適正・迅速に処理するためには、質の高い破産管財人候補者を継続的・安定的に確保する必要があります。昨今の法人破産事件の増加や若手弁護士を増加を踏まえると、若手の破産管財人の育成と管財人候補者の世代交代を進める必要があることはもとより、複雑・困難事件に対応できる管財人候補者を育成していくことも喫緊の課題であると考えられます。

加えて、通常再生事件に関与した経験のある弁護士が少なくなっており、裁判所としても、監督委員等の機関候補者の確保・育成を進めるとともに、円滑に事件処理できるようにノウハウの継承や運用改善を進めていくことも必要になります。

5 民事執行事件について

(1) 不動産執行の改善

不動産執行事件の新受件数は、平成22年度以降減少しています。令和4年の平均審理期間は全国平均で8.5か月となっており、売却率は全国平均で約84パーセントと高い水準を維持しています。

このように、不動産執行事件の処理はおおむね順調に行われているところですが、金融機関からは、不動産競売は価額や処理期間の面で利用しにくいという意見もあります。現況調査報告書、評価書及び物件明細書の作成期間の短縮、標準スケジュール（申立てから売却、配当等までの一般的な目標期間）の設定、警察への調査嘱託事務の合理化などの迅速化に向けた更なる運用改善に取り組む余地がないか、売却基準価額と売却代金額との乖離率が高い状況に照らして競売市場修正率の見直しをする必要はないかなど、より迅速で質の高い運用を不断に追求していくことが求められています。

また、執行事件全体として見ると、令和元年改正民事執行法が順次施行され、令和3年5月1日に不動産に係る第三者からの情報取得手続が開始され

たことに加え、令和4年4月からは債権執行事件の終了に関する新たな運用が開始されました。上記法改正により、財産開示事件の新受件数は大幅に増え、第三者からの情報取得手続の新受件数も相当数に上っています。不動産執行事件に限らず、債権執行事件、財産開示事件、第三者からの情報取得事件及び執行官の取り扱う執行事件のいずれについても、適正かつ効率的な運用を図る必要があります。

(2) 執行官をめぐる状況

ア 指導監督の充実

執行官は、独立かつ単独制の司法機関であり、職務のほとんどが庁舎外で行われることから、不適切な事務処理に陥りやすい面があり、近時そうした不適切処理がなお散見されます。適正な事務処理の確保は、第一次的には各執行官及び総括執行官の責任ですが、監督官等にも監督責任があることはいうまでもなく、過去の過誤事例を見ると、監督官等が十分な関心を払っていれば防止できた例が少なくありません。

加えて、近時、執行事件の減少に伴って執行官数は大幅に減少しており、1人配置や無配置の支部も増加して、執行官室内部の相互研鑽や相互監視も利きにくい状況になっています。さらには、給源が多様化する中で、公務員倫理や裁判事務の習熟度合いにも差が生じています。このような状況を踏まえ、日常の指導監督の充実強化（例えば、総括執行官等による記録査閲や監督官等と総括執行官との定期的なミーティングの実施など）、特に年2回の事務査察での適切な重点査察事項の選定、過誤や不正が生じやすい部分の重点的な点検及び増加する外部採用者の育成や日常の指導についても、監督官等の積極的な関与が求められています。

イ 引渡実施及び解放実施

執行官による国内の子の引渡し（引渡実施）及び国際的な子の返還（解放実施）については、国内外での関心が非常に高い一方で、執行不能により終局する事例が多く、その実効性を高めるためには、執行官が子の心身への影響に配慮しつつ、円滑かつ確実に引渡実施及び解放実施を行うことができるようにするための態勢を整えることがより一層重要となります。すなわち、執行官が、債権者、家庭裁判所、外務省、監督官等と綿密な打合せをして事前準備を行うとともに、児童心理の専門家の適切な関与を得られるようにする仕組み作りや、執行官のスキルアップのための研修等の充実が必要となっています。

6 地方裁判所の行政事件及び国家賠償事件について

行政事件及び国家賠償事件については、近時、我が国の社会の在り方をめぐって様々な問題提起がなされ、国民の意見や価値観が多様化する中、いわゆる

多庁係属型の政策形成訴訟や社会的注目を集める複雑困難訴訟が多数係属しており、中立的な立場で法的紛争を解決する裁判所に対する国民の関心と期待が高まっています。裁判所が当事者のみならず社会に対しても説得力ある適切な判断をするためには、事件の背景となる社会的問題や社会経済活動の実像を把握しつつ、合議の充実を図り、判断の質を一層高めていくことが求められます。

B型肝炎訴訟は、地裁を第一審とする国家賠償事件の新受件数の多くを占めているところ、1件当たりの原告数が複数に上るものが多いことを背景にして、審理期間が2年を超える長期未済事件が高水準で推移しています。個々の事件について審理が長期化している原因を適切に把握しつつ、事案に応じた適正迅速な解決に向けて積極的な審理を行っていく必要があります、そのためには事務処理上の工夫の集積や共有を図ることも有益です。

7 労働関係事件について

(1) 労働関係事件をめぐる動向と審理運営上の課題

労働関係事件については、社会経済情勢の変化、雇用形態の多様化、労働者の意識の変化等の様々な要因を背景として、その内容が複雑困難化しているところ、労働関係民事訴訟事件及び労働審判事件の令和4年の新受件数は、いずれも令和3年を下回ったものの、依然として高水準で推移しています。今後も新型コロナウイルス感染症の影響を含め、雇用情勢及び事件動向を注視することが必要です。

地方裁判所における労働関係民事訴訟事件については、平成20年以降、未済件数が高水準で推移しており、平均審理期間も長期化しています。労働審判事件についても、制度開始当初に比べて幅広い事案が申し立てられるようになってきているなどの事情がうかがわれ、平成30年以降、平均審理期間が長期化する傾向にあります。

このような状況の中、労働関係事件を適正迅速に処理していくためには、審理運営改善の取組を検討するにとどまらず、試行錯誤を繰り返しながら着実に実行に移していく必要があると考えられます。

(2) 労働審判員に対する研修の実施

労働審判手続の担い手である労働審判員については、その資質・能力の向上を図るために適切な研修が実施される必要があります。このような観点から、各庁において、毎年、新たに任命された労働審判員を対象とする「労働審判員研修会」及び全労働審判員を対象とする「労働審判員研究会」が開催されています。これらの実施内容等について、各庁の実情や労働審判員の要望等を踏まえた工夫がされているところであり、今後もこれらの充実化を図っていくことが重要であると考えられます。

(3) 労働審判事件取扱支部の拡大

労働審判事件は、全国の地裁本庁のほか、平成22年4月からは東京地裁立川支部及び福岡地裁小倉支部において、平成29年4月からは静岡地裁浜松支部、長野地裁松本支部及び広島地裁福山支部において取扱いが開始され、順調に運用されています。今後も、労働審判事件を支部で取り扱うかどうかについては、予想される労働審判事件数や本庁に移動するための所要時間等の利便性を基本としつつ、事務処理態勢、労働審判事件の運用状況及び労働審判員の安定的な確保等を含めた地域的事情を総合的に勘案して判断されることとなります。

(4) 適切な解決機関及び解決手続の選択の促進

労働関係事件の適正迅速な解決のためには、当事者による適切な紛争解決機関及び解決手続の選択を促す必要があります。そのためには裁判所における各手続の特徴を受付窓口で教示する方法を地裁・簡裁間で協議したり、弁護士会や労働局との協議会等において各手続の特徴等について共通認識を持つ機会を設けたりすることが有益であると考えられます。

8 知的財産権関係事件について

(1) 知的財産権関係事件をめぐる動向

地方裁判所における知的財産権関係民事通常訴訟事件の新受件数は、概ね500件から600件程度で推移していますが、知財高裁における審決取消訴訟事件の新受件数は、令和元年以降100件台中盤で推移しています。

(2) 国際交流・情報発信

経済活動のグローバル化に伴う知財紛争の国際化に対応するため、裁判官の国際会議への出席や海外からの訪問者の受入れを行っています。こうした国際化の要請への取組の一環として、平成29年度から、裁判所が主体となり、法務省、特許庁などと共に、欧米やアジア諸国の裁判官等を招いて国際知財司法シンポジウムを開催しています。

また、知財高裁ウェブサイトにて英訳した知的財産関係訴訟の判決等を公表していますが、令和3年度からは、英訳した知的財産関係訴訟の裁判例の一部について、国連専門機関であるWIPO（世界知的所有権機関）が運用する知財に関する判例データベースにも掲載するなど、各種情報の発信を行っています。

目次【立法・法改正編】

※下線部分につき Ctrl キーを押しながらクリックするとリンク先が表示されます。

- 1 民事関係の法改正等（民事訴訟手続等のデジタル化に関するものを除く。）
について
 - (1) 所有者不明土地問題に関する動向
 - (2) 区分所有法制の見直しに関する動向
 - (3) 仲裁法及びADR法等の改正等に関する動向
 - (4) 消費者契約法及び消費者裁判手続特例法の改正の動向
 - (5) 動産・債権等を目的とする担保法制の見直しに関する動向
 - (6) 証拠収集法制等の見直しに関する動向
 - (7) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（いわゆる「配偶者暴力防止法」）の改正の動向
 - (8) 家族法制の見直しに伴う民事執行法の改正の動向
 - (9) その他
- 2 行政法関係の法改正について
- 3 労働法関係の法改正等について
- 4 知的財産権関係の法改正について

1 民事関係の法改正等（民事訴訟手続等のデジタル化に関するものを除く。） について

(1) 所有者不明土地問題に関する動向

所有者不明土地に関わる一連の立法を締めくくる「民法等の一部を改正する法律」及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」が令和3年4月28日に公布されました。その主な改正項目等は、①相続登記の申請の義務化、住所等の変更登記の申請の義務化その他の不動産登記法の見直し、②土地所有権を国庫に帰属させる制度の創設、③長期間経過後の遺産分割における相続分の見直し、④共有制度の見直し、⑤財産管理制度の見直し、⑥相隣関係規定の見直し等であり、民事非訟事件として、所在等不明共有者がいる場合の共有物の変更・管理に関する事項の決定方法の特則、共有物の管理に係る事項に賛否を明らかにしない共有者がいる場合の共有物の管理に関する事項の決定方法の特則、所在等不明共有者の持分の取得・第三者への譲渡権限の付与、所有者不明土地・建物管理制度、管理不全土地・建物管理制度の手続が設けられました。上記各法律について、①のうち相続登記の申請の義務化等の規定は令和6年4月1日から施行予定ですが、②は令和5年4月27日、③から⑥までは令和5年4月1日から施行されており、上記の新たな民事非訟事件を対象とする「共有に関する非訟事件及び土地等の管理に関する非訟事件に関する手続規則」も同日から施行されています。

(2) 区分所有法制の見直しに関する動向

老朽化した区分所有建物の増加等の近年の社会情勢に鑑み、区分所有建物の管理の円滑化及び建替えの実施を始めとする区分所有建物の再生の円滑化を図るとともに、今後想定される大規模な災害に備え、大規模な災害により重大な被害を受けた区分所有建物の再生の円滑化を図る等の観点から、令和4年9月に開催された法制審議会総会において、区分所有法制の見直しが諮問され、区分所有法制部会において調査審議が行われています。

(3) 仲裁法及びADR法等の改正等に関する動向

仲裁法の一部を改正する法律、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律及び調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律がそれぞれ令和5年4月28日に公布され、令和6年4月1日から施行されます。

これらの法律は、①仲裁手続における暫定保全措置の執行等認可決定の新設、②仲裁関係事件手続に関する規律の改正（管轄及び外国語資料の訳文添付の省略等）、③ADRにおいてされた特定和解の執行決定等及び調停による国際和解合意の執行決定等の規律の新設を内容とするものです。これらの

法改正等に対応して、仲裁関係事件手続規則の一部を改正する規則、特定和解関係事件手続規則及び国際和解合意関係事件手続規則が制定され、令和6年4月1日に施行される予定です。

(4) 消費者契約法及び消費者裁判手続特例法の改正の動向

消費者契約法及び消費者裁判手続特例法の一部を改正する法律が、令和4年6月1日に公布されました。

消費者契約法の主な改正事項は、いわゆる困惑類型に係る消費者の取消権の追加、損害賠償責任の一部を免除する条項であって事業者の軽過失による行為のみに適用されることを明らかにしていないものは無効とする旨の規律の創設等であり、一部の規定を除き、令和5年6月1日から施行されています。なお、令和4年12月16日に公布された消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律により、靈感等による告知を用いた勧誘に対する取消権の要件が改正されるとともに、この取消権の行使期間が延長されており、令和5年1月5日から施行されています。

消費者裁判手続特例法の主な改正事項は、被害回復裁判手続の対象となる損害や被告の範囲の見直し、共通義務確認訴訟における和解の柔軟化、消滅時効の特例の整備等であり、令和5年10月1日から施行されており、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する規則の一部を改正する規則も、同日から施行されています。

(5) 動産・債権等を目的とする担保法制の見直しに関する動向

動産や債権等を担保の目的として行う資金調達の利用の拡大など、不動産以外の財産を担保の目的とする取引の実情等に鑑み、その法律関係の明確化や安定性の確保等の観点から、令和3年2月に開催された法制審議会総会において担保に関する法制の見直しが諮問され、担保法制部会において調査審議が行われています。

(6) 証拠収集法制等の見直しに関する動向

証拠収集法制等の見直しに関しては、公益社団法人商事法務研究会に設置された「証拠収集手続の拡充等を中心とした民事訴訟法制の見直しのための研究会」において、文書等に関する早期開示制度の導入や文書提出命令の見直しなどが検討されています。

(7) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（いわゆる「配偶者暴力防止法」）の改正の動向

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律が令和5年5月19日に公布され、原則として、令和6年4月1日から施行されます。

同法律は、①接近禁止命令の申立てをすることができる被害者について、

配偶者からの身体に対する暴力等を受けた者に加えて、自由、名誉又は財産に対する加害の告知による脅迫を受けた者を追加するほか、②接近禁止命令・電話等禁止命令の期間につき6か月間から1年間への伸長、③電話等禁止命令の対象行為の追加（位置情報の無承諾取得等）、④子への電話等禁止命令の創設、⑤子への接近禁止命令・電話等禁止命令につき新たな取消制度の創設、⑥退去等命令の一部につき期間の伸長等を内容としており、被害者保護の拡充を図るものとなっています。

上記の法改正に対応して、配偶者暴力等に関する保護命令手続規則の一部を改正する規則が制定され、原則として、令和6年4月1日に施行される予定です。

(8) 家族法制の見直しに伴う民事執行法の改正の動向

父母の離婚に伴う子の養育への深刻な影響や子の養育の在り方の多様化等の社会情勢に鑑み、令和3年2月に開催された法制審議会総会において家族法制の見直しが諮問され、家族法制部会において、養育費等の請求権に対する先取特権の付与、執行手続における債権者の負担軽減などについて調査審議が行われています。

(9) その他

上記のほか、船荷証券等の電子化に向けて、法制審議会商法（船荷証券等関係）部会において調査審議が行われています。

2 行政法関係の法改正について

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律が、令和5年6月23日に公布されました。同法では、押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等決定（行政処分）の取消訴訟等について、撮影対象者等の住所、氏名等の秘匿等に係る規定や対象電磁的記録等につき証拠の申出があった場合の閲覧等の制限に係る規定が設けられています。

これらの規定については、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行され、所要の最高裁規則の整備も予定されています。

3 労働法関係の法改正等について

平成30年6月から、厚生労働省において「解雇無効時の金銭救済制度に係る法技術的論点に関する検討会」が開催されていましたが、令和4年4月に検討会の報告書が取りまとめられました。現在、同制度は同省の労働政策審議会労働条件分科会において、調査審議されています。

4 知的財産権関係の法改正について

前述した「民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るため

の「関係法律の整備に関する法律」により、民事調停法に知的財産調停に関する規定が設けられ、知的財産の紛争に関する調停事件について、簡易裁判所に加え、東京地方裁判所及び大阪地方裁判所にも管轄が認められることとなります。なお、当該改正に関する規定は、令和8年5月24日までに施行されます。